

平成10年9月 定例会本会議 10月23日

(鈴木和夫君) 公明の鈴木和夫でございます。

私は、公明府議会議員団を代表し、今次定例会に上程されている一般会計補正予算を初め諸議案の採決に当たり、我が党の見解を表明いたします。

まず、人権尊重の社会づくり条例についてであります。

改めて言うまでもなく、人権尊重の社会づくりは、人類共通の願いであり、いつの時代にも普遍的価値を持つものであり、その精神はすべての施策運営の根底に据えられるべきものであります。日本国憲法にも基本的人権の尊重が定められ、またことしは、個人の尊厳と権利の平等をその基本理念とする世界人権宣言が採択され、五十周年を迎える節目の年でもあります。

しかしながら、今日においても、なおこの地球上において人権侵害が存在しているのは歴然たる事実であり、本府としても、人権が大切に守られ尊重される社会、個人の尊厳が守られることが基本のルールとなる社会づくりを積極的に推進する必要がある、そのための条例を制定することは極めて意義深く、かねてから人権尊重を掲げてきた我が党としては、ぜひとも今次定例会において本条例を制定しなければならないと考えております。

また、先ほど総務常任委員会で可決されましたが、人権施策を総合的に推進するための基本方針については、府民の代表者で構成される議会の意見が反映されるべきであり、こうした点も含め、条例をより適切なものとする必要があります。

したがって、第二十号議案については、同委員会での審議結果に改めてこの場で賛成することを表明いたします。

次に、一般会計補正予算についてであります。

この中には、再編の受け皿となる信用組合の経営安定を図るために、本府を初め関係者が協力して設置する信用組合経営安定化基金(仮称)への本府の拠出分三百億円の貸付金が盛り込まれています。

信用組合がこれまで果たしてきた府下中小零細事業者に対する資金供給、決済機能を今後とも維持していくためには、信用組合再編は必要やむを得ないものと認識いたしており、基金への本府の拠出についても、再編に必要な資金を支援するための措置として、その必要性を否定するものではありませんが、商工農林常任委員会で議論があったように、再出資支援については、これまでの信用組合の破綻処理との均衡を欠き、結果として出資者を完全に免責することにつながるかと懸念されるところであり、同委員会の附帯決議の内容が確実に履行されることを強く求めるものでございます。

なお、今回上程された一般会計及び特別会計の補正予算案については、主として国の経済対策に対応するものやダイオキシン対策を初め、緊急に措置する必要があることを理由に編成されたものであり、その他残余の議案についても賛成することを表明いたします。

最後に、今次定例会の議案ではありませんが、今後の府政運営に重要な影響が及ぶことから、財政再建プログラムについてあえて意見を申し述べておきたいと存じます。

我が党は、かねてから本府が準用再建団体への転落という危機的な財政状況にある中で、徹底した行財政改革の断行を強く求めてまいりましたが、その際には、単なる既存の行政改革の縮減ではなく、来るべき二十一世紀の大敗を見据え、何に重点を置き、限られた財源をどう配分するかという構造改革の展望を明らかにすべきと訴えてまいりました。しかしながら、示されたプログラム案では、こうした展望が明らかでなく、教育、福祉などの分野における府民サービスの後退につながる見直しを先行させていると言わざるを得ません。

したがって、我が党は、知事に財政再建プログラム案を再考されることを強く求めることを付言し、我が党の討論を終わります。御清聴ありがとうございました。